





年 月 日

宗像地区事務組合水道事業管理者  
宗像地区事務組合長 宛

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 Tel \_\_\_\_\_

### 誓約書（三・四階直結直圧給水）

今般、\_\_\_\_\_市 \_\_\_\_\_付近・地先において、給  
水装置工事の申込みをしましたが、同装置を設置するにあたり宗像地区事務組合三・四階直  
結直圧給水施行基準（平成23年2月1日施行）を遵守し、給水装置（給水栓）を設置します。

工事完成後、同装置を使用するにあたって経年使用による水圧低下及び出水不良が生じて  
も貴職には一切の苦情等を申し立てません。

なお、所有権移転等がありましても上記内容を継承します。

年 月 日

宗像地区事務組合水道事業管理者  
宗像地区事務組合長 宛

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 Tel \_\_\_\_\_

### 三・四階直結直圧給水装置維持管理誓約書

(使用者への周知)

- 1 水道工事や水道メータの取替時は水の使用ができないことを水道使用者に周知させ、貴職に一切の苦情等を申し立てません。

(給水装置の維持管理区分)

- 2 配水管分岐から設けられた給水装置で建物敷地内については、申請者の責任と負担で維持管理します。

(給水装置の維持管理)

- 3 給水装置に漏水等異常が発生した場合は、申請者の責任と負担で速やかに貴事務組合指定給水装置工事事業者に依頼し対処します。
- 4 配水管の水圧変動により、水撃圧による振動、ガタツキ音等の発生についても貴職に一切の苦情等を申し立てません。
- 5 申請者は、貴職が維持管理上必要と認めたときは、当該敷地内（建物内も含む。）の掘削等について無条件で同意します。
- 6 給水装置の維持管理を怠ったために生じた損害は申請者の責任とします。

(第三者譲渡)

- 7 給水装置を第三者に譲渡する際は、速やかに貴職に届け出るとともに、この誓約書の内容を継承します。

(維持管理届)

- 8 建物の管理責任者又は給水装置の維持管理者に変更が生じた場合には、速やかに「三・四階直結直圧給水に係る維持管理届」を提出します。

年 月 日

宗像地区事務組合水道事業管理者  
宗像地区事務組合長 宛

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 Tel \_\_\_\_\_

### 三・四階直結直圧給水に係る維持管理届

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 所在地 |  |   |
| 施設名 |  | 戸 |
| 用途  |  |   |

下記のとおり、三・四階直結直圧給水装置の維持・管理責任者を定めましたので届け出します。

#### 記

|                |   |
|----------------|---|
| 建物の<br>管理責任者   | 住所<br><br>氏名<br><br><br><br>電話                |
| 給水装置の<br>維持管理者 | 指定給水装置工事事業者<br><br>住所<br><br>氏名<br><br><br>電話 |

維持・管理責任者に変更が生じた場合は、速やかに貴職へ届出をします。